

4 留意するポイント

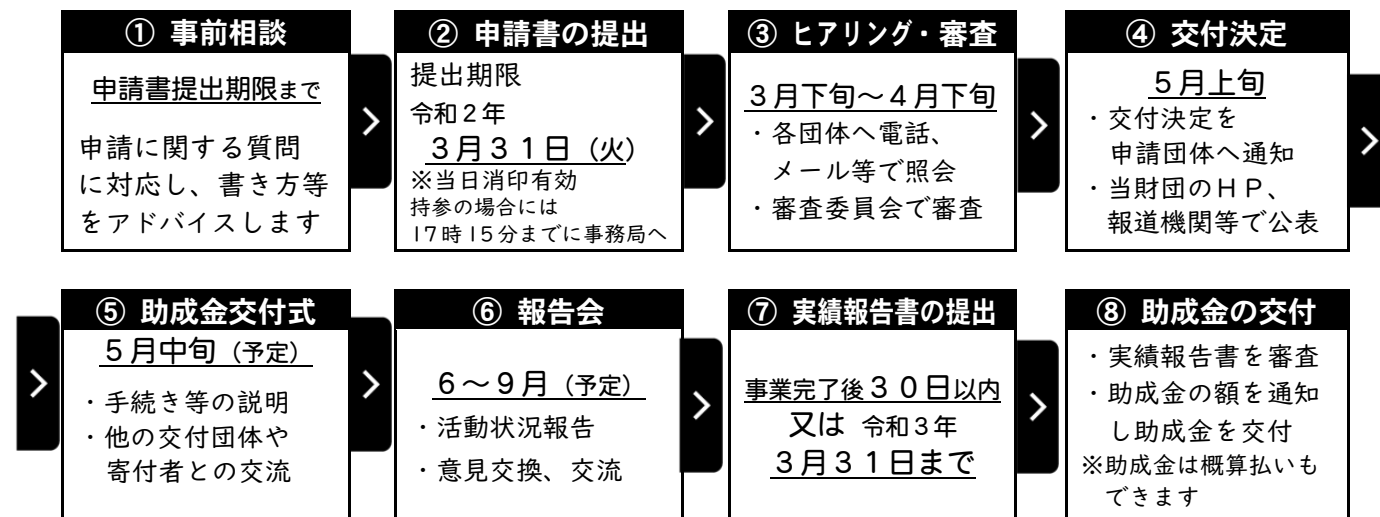
事業を申請する際は、次の点に留意してください

- ① 「団体の立ち上げ」や「地域課題の解決」に
・どのように取り組み、成果をあげることができるか
・今後どのように事業を発展させていくか
- ② 地域の住民や団体等を巻き込んだ事業となっているか
- ③ 当財団の助成金以外の財源をどのように確保しているか

5 助成金以外の支援

- ◇ 活動現場を訪問し、活動や運営に関するアドバイスをを行います
- ◇ 活動について、財団の広報誌やホームページ、報道機関等へ広報・周知します

6 助成事業のスケジュール



※募集期間中、助成金説明会を県内各地で実施します。詳細は財団HPでご確認ください

7 申請の方法

「令和2年度きらめき活動助成事業申請の手引き」を参考に、所定の申請用紙に必要事項を明記し、添付書類を添えて「公益財団法人山口きらめき財団」まで直接持参されるか郵送してください

※メールやFAXによる申請は受理できません

★申請用紙・「令和2年度きらめき活動助成事業申請の手引き」の入手

当財団のホームページからダウンロードできます(ダウンロードできない場合はお問い合わせください)

★募集期限 **令和2年3月31日(火) ※当日消印有効** ※持参の場合は17時15分までです

★その他

- ・申請にあたっては事前相談をお勧めしています
- ・提出された書類は原則として返却しません。ヒアリングを行いますので必ず写しを取り保管してください
- ・複数の団体が協働して1つの事業を実施する場合は、いずれかの団体が代表して申請してください
- ・申請に係る個人情報は、本事業の目的以外には使用しません

問い合わせ先・申請先

公益財団法人
山口きらめき財団

〒753-0082 山口市水の上町1番7号 水の上庁舎2階
☎ 083-929-3600 FAX 083-924-9096
E-メール/info@y-kirameki.or.jp



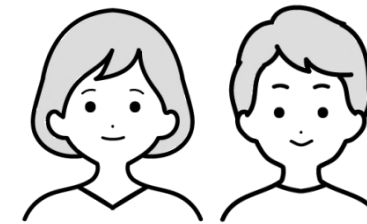
“地域をより良くするために行う活動”を支援します！

令和2年度 きらめき活動助成事業 募集案内

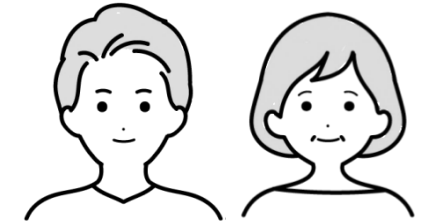
令和2年度から、新しいプログラムが始まります！

団体を立ち上げたばかりなので、
まずは、活動を知ってもらうため
の広報ツールを作成したい！

里山の自然環境を保全・復元する
ため、復元した棚田を活用した農
作業体験イベントを開催したい！



設立から3年
以内の団体



自立支援 「ゆめ」プログラム

団体の組織としての立ち上げや、団体
設立の目的となる事業の立ち上げ
から維持に至るまでを支援しま
す！

課題解決支援 「はな」プログラム

地域の社会的課題が解決に向かうよ
う実施する事業の拡大、充実、発展、
広域化、ネットワーク化等を支援し
ます！

助成金であなたの活動をもっと拡げてみませんか？

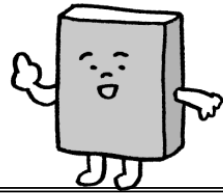
募集期限：**令和2年3月31日(火) ※当日消印有効**

※持参の場合は17時15分までです

公益財団法人 **山口きらめき財団**

昨年度との主な変更点

★助成プログラムを、団体の立ち上げを支援する自立支援「ゆめ」プログラムと、地域課題の解決を支援する課題解決「はな」プログラムの2つに改編しました



1 助成の対象となる団体・事業

◆ 助成の対象となる団体

次の要件を満たし、継続的に活動を行っている**県民活動団体***

- ① 山口県内に事務所があること
- ② 宗教活動・政治活動・営利活動を目的としないこと
- ③ 組織の運営に関する規則（会則）があること
- ④ 年間の活動計画があり、活動に係る収支が明らかなこと



*当助成事業の対象となる県民活動団体とは、組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とするNPO法人、任意のボランティア・市民活動団体等が該当し、自治会等の公共的団体は該当しません。

◆ 助成の対象となる事業

- ① 山口県内で実施される公益的な事業
※特定の団体に所属する人の利益のみに行われる事業でないこと
- ② 団体の自主的・主体的な事業
※国、県、市町又はこれらの外郭団体等から補助金等を交付されていない事業
※国、県、市町又はこれらの外郭団体等の主催・共催でない事業
- ③ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施される事業

2 支援プログラム

I 自立支援「ゆめ」プログラム

助成目的	団体の立ち上げ・自立（団体の運営基盤の強化や継続的な事業の構築）		
助成金額	20万円以内/年	助成率	助成対象経費の1/2以内
助成期間	原則1年（場合によっては継続助成も可）		
助成件数	10件程度		
対象団体	上記Iの「◆助成の対象となる団体」で、 設立から3年以内 （平成29年4月1日以降）に設立された団体		

<対象となる事業の例>

団体の設立に係る事業が対象となります。活動分野は問いません

- ・活動の周知を目的とした発表会・報告会・交流会等の開催
- ・会計や広報等の組織運営や会員のスキルアップを目指した研修会の開催
- ・運営のための会議や公演活動に係る稽古等の実施
- ・備品の購入や道具の製作
- ・広報ツールやホームページの作成 …など



新たに設置した、地域の憩いの場となる交流拠点で、「認知症カフェ」等を実施

II 課題解決支援「はな」プログラム

助成目的	地域における社会的課題の解決		
助成金額	50万円以内/年	助成率	助成対象経費の2/3以内
助成期間	原則1年（場合によっては継続助成も可）		
助成件数	20件程度		
対象団体	左記Iの「◆助成の対象となる団体」で、過去5年間（平成27年度～令和元年度）で当財団からの助成が2年以内の団体		

<対象となる事業の例>

地域の課題解決のために実施する事業が対象となります。活動分野は問いません

- ・地域資源の掘り起こしや情報の発信
- ・若者の定住やUJIターンの支援
- ・子ども食堂や子育て支援イベントの開催
- ・DV防止やワーク・ライフ・バランス等に関する研修会の開催
- ・地域の防災や減災に向けた啓発
- ・貴重な野生動物の保護や育成 …など



地域住民や学生たちで地元の河川等の環境整備を実施

3 助成対象となる経費

I 自立支援「ゆめ」プログラム



団体の立ち上げ・自立のための経費

- ・団体の設立や、設立目的となる事業の立ち上げ経費

II 課題解決支援「はな」プログラム



課題解決のために実施する事業に係る経費

【具体的な経費について】※プログラム共通

①謝金	外部の講師・指導者・出演者等への謝礼
②旅費	外部の講師・指導者・出演者等への交通実費及び宿泊費
③消耗品費	用紙・文具・封筒・インクカートリッジ等事務用品の購入費、材料代
④印刷費・ 広告宣伝費	資料・チラシ・ポスター等の印刷、看板・横断幕・パネル等の制作、広告掲載料等 ※広告掲載料については全体経費の20%未満が対象となります
⑤備品費	事業の執行に必要な機器や工具等の購入費
⑥通信運搬費	切手・はがきの購入、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具等の運搬費
⑦会議費	外部の講師、指導者、出演者等への食事代、お茶代等
⑧使用料及び 賃借料	会場使用料や冷暖房費、マイク等の備品を含む付帯設備使用料、器具や楽器、衣装等の借料、著作権使用料、作品借り上げ料等
⑨設営費・舞台費	会場設営費・撤去費、照明費、音響費、大道具費、小道具費、衣装費、調律料、舞台監督料、演出料、監修料、脚本料、デザイン料、作曲料、作詞料、楽譜制作料等
⑩その他の経費	各種保険料や振込手数料等、上記費目以外の経費で理事長が必要と認める経費

※詳細は「令和2年度きらめき活動助成事業 申請の手引き」で確認してください